



# 7月20日(日) 参議院議員通常選挙投票日



任期満了に伴う第27回参議院議員通常選挙が7月3日(木)に公示され、7月20日(日)に投票が行われます。

参議院は、衆議院とともに国政上重要な役割を果たすものであり、今回の通常選挙は、その議員の半数を改選する選挙です。今後の日本の進路を方向づける大切な選挙です。みんなで参加し、明るいきれいな選挙をしましょう。

## 投票できる人

この選挙で投票できる人は、日本国民で次の二つの要件をみたし、須崎市の選挙人名簿に登録されている方です。

### 一、年齢要件

投票日(7月20日) 現在で満18歳以上の方(平成19年7月21日以前に生まれた方)

### 二、住所要件

登録基準日(7月2日)現在で須崎市に住所を有し、住民基本台帳の届出をして引き続き3カ月以上経過している方。(令和7年4月2日までに届出を済ませている方)

●須崎市から他の市区町村へ転出して3カ月未満の方は、転出前住所地(須崎市)の投票所で投票できます。

●須崎市に転入して3カ月未満の方は、選挙人名簿に登録されている前住所地の市区町村で投票してください。

●6月24日以降に須崎市内で住所移転届出された場合は、移転前の投票所で投票してください。

②選挙人名簿に登録されている方については公示日以降に「投票所入場券」を郵送します。入場券を持参していなくても投票はできますので、受付に申し出てください。

## 期日前投票はお早めに

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票ができます。宣誓書に必要事項を記入すると、投票用紙が交付されますので、投票記載台で投票用紙に記入し、直接投票箱に入れることができます。

投票日間近になりますと混雑しますので、早めに済ませましょう。

【投票場所】須崎市選挙管理委員会事務局(市役所1階)

【期間】令和7年7月4日(金)～7月19日(土)

【時間】午前8時30分～午後8時

【投票場所】マルナカ須崎店(フードコート内)

【期間】令和7年7月19日(土)のみ

【時間】午前9時～午後6時

## 点字投票

目の不自由な方で、点字投票を希望される方は投票所の受付に申し出てください。

## 不在者投票制度

●仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべて投票ができます。

●指定病院、指定老人ホームなどの不在者投票施設に指定された施設に入院、入所中であれば、その施設で不在者投票ができます。手続きについては施設の担当者までお問い合わせください。

### 【須崎市内の指定された施設】

高陵病院・ネオリゾートちひろ病院・一陽病院・須崎くろしお病院・介護医療院ちひろ・介護老人保健施設暖流・特別養護老人ホーム清流荘

●選挙期日には18歳を迎えるが選挙期日前において未だ17歳であり選挙権を有しない方については、期日前投票をすることができないので、例外的に名簿登録地の市区町村において不在者投票をすることができません。

## 郵便等による不在者投票制度

●身体に重い障害があり投票に行けない方が、自宅等で投票できる制度があります。

対象者は左記のいずれかに該当する方になります。

①身体障害者手帳を持つ方で、両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級又は2級である方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級である方、免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級である方。

②戦傷病者手帳を持つ方で、両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までである方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までである方。

③介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方。

### 代理記載制度

●郵便等による不在者投票をすることができ、次の①または②に該当する方は、代理人に投票に関する記載をしてもらうことができる制度です。

①身体障害者手帳を持つ方で、上肢、視覚の障害の程度が1級である方

②戦傷病者手帳を持つ方で、上肢、視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである方

●なお、郵便等による不在者投票をするには「郵便等投票証明書」が必要です。申請手続きについては選挙管理委員会までお問い合わせください。

●郵便等による不在者投票用紙等の交付請求は、投票日の4日前(7月16日(水))までです。お早めにご請求ください。

須崎市選挙管理委員会 須崎市明るい選挙推進協議会

須崎市山手町1番7号 連絡先・お問い合わせ ☎42-6391



# 7月20日(日) 参議院議員通常選挙投票日



## マルナカ須崎店で期日前投票ができます

より多くの市民の皆様が投票しやすくなるよう、『マルナカ須崎店』に期日前投票所を設けることといたしました。

期日前投票所の設置により、投票所に行くことが難しい方や、投票日当日にご都合がつかない方々に対し、より多くの投票機会を提供できると考えております。ぜひこの機会を利用し、あなたの大切な一票を投じてください

**【場所】** マルナカ須崎店 フードコート内  
(須崎市神田字下切2500-1)

**【日時】** 7月19日(土) 午前9時～午後6時

## 投票所一覧表

投票区	投票所名	地区名	部落(町)名
第1投票区	落合集会所	上 分	上分甲(樽)、上分乙(落合・下依包・上依包)、上分丙(遅越)
第2投票区	上分交流会館(上分公民館)	上 分	上分甲(古川)、上分乙(伊才野)、上分丙(寺尾・首永・日ノ川・平野・道ノ川・松生)
第3投票区	笹野消防コミュニティセンター	上 分	上分甲(夫領・笹野・川西・上横川・下横川)
第4投票区	市民文化会館	須 崎	港町、原町1丁目・2丁目、新町1丁目・2丁目、青木町、浜町1丁目・2丁目
第5投票区	交流ひろばすさき(須崎公民館)	須 崎	東古市町、西古市町、南古市町、中町1丁目・2丁目
第6投票区	須崎小学校南校舎	須 崎	鍛冶町、東糺町、西糺町、池ノ内(西糺町)、須崎(西糺町)
第7投票区	池ノ内部落中央集会所	須 崎	池ノ内(池ノ内1区・池ノ内2区[980番地1、1142番地1を除く]・池山)
第8投票区	人権交流センター	須 崎	横町、栄町、幸町、泉町、池ノ内2区[980番地1・1142番地1]
第9投票区	西栄会館	須 崎	西町1丁目・2丁目
第10投票区	新荘公民館	須 崎	下分甲(岡本1区・2区)、下分乙(角谷・長竹)
第11投票区	中氏公会堂	須 崎	下分甲(坂ノ川上・坂ノ川下・波介・上高保木)、下郷(下郷・中氏)
第12投票区	安和市民交流会館	須 崎	安和(南・中ノ川内・本谷・沖・領久)
第13投票区	多ノ郷公民館	多ノ郷	大間西町、大間東町、山手町、大間本町、潮田町・多ノ郷甲(大間西町・大間東町・山手町・矢羽田)
第14投票区	多ノ郷体育センター	多ノ郷	多ノ郷甲(正ノ岡・東川内・岩永・赤崎町)、赤崎町、緑町
第15投票区	多ノ郷市営住宅集会所	多ノ郷	多ノ郷甲(東川内団地)
第16投票区	多ノ郷老人憩の家	多ノ郷	多ノ郷甲(和田・田ノ地・宮ノ下・宮ノ中・宮ノ上・堂ヶ奈路・中ノ川内)、桑田山乙(西生・竹ノ川)
第17投票区	多ノ郷アッセンブリーハウス	多ノ郷	妙見町、土崎町、西崎町、神田(妙見町・押岡)
第18投票区	神田公民館	多ノ郷	神田(飛田・轟・神田・神田和田)
第19投票区	押岡集会所	多ノ郷	押岡(押岡下・押岡中・押岡上)
第20投票区	桜川改良住宅集会所	多ノ郷	桜川改良住宅、県住桜川団地、神田(寺崎・桐間)、押岡(押岡下)
第21投票区	久通交流会館「凧の里」	多ノ郷	久通
第22投票区	串ノ浦公会堂	多ノ郷	多ノ郷乙(串ノ浦・箕越)
第23投票区	南小中学校	南	大谷(勢井・駿岐)、野見(野見東・野見中・野見西)
第24投票区	須賀神社大谷花取保存会館	南	大谷(宮ノ西・宮ノ東・河原)
第25投票区	中ノ島地区集会所	南	大谷(島)、野見(島)
第26投票区	尾殿集会所	吾 桑	吾井郷甲(畔ノ川・為貞)、吾井郷乙(尾殿・下村・岩永)
第27投票区	吾桑交流会館(吾桑公民館)	吾 桑	吾井郷甲(弘岡・国下・小浜上)、吾井郷乙(国上・国下・小浜上・小浜下・鯛ノ川・国山) 桑田山甲(国山・白石・弘岡)、桑田山乙(国山・国下・鯛ノ川・小浜上)
第28投票区	東組公会堂	吾 桑	桑田山甲(東組)
第29投票区	桑田山消防コミュニティセンター	吾 桑	桑田山乙(下組・上組)
第30投票区	中ノ浦消防コミュニティセンター	浦ノ内	浦ノ内西分(菅・中ノ谷・北浦・土取・大星)、浦ノ内東分(菅)
第31投票区	大浦公民館	浦ノ内	浦ノ内西分(切畑・馬路・刈谷・谷・山崎・天神・長万)、浦ノ内東分(天神・清水)
第32投票区	浦ノ内市民交流会館(浦ノ内公民館)	浦ノ内	浦ノ内東分(中平・戸波浦・横浪・大島)、浦ノ内西分(大島)、浦ノ内立目摺木(摺木)
第33投票区	立目公民館	浦ノ内	浦ノ内立目摺木(立目)
第34投票区	出見公民館	浦ノ内	浦ノ内出見(出見)
第35投票区	深浦集会所 希海の里	浦ノ内	浦ノ内塩間(深浦・塩間)、浦ノ内灰方(深浦)
第36投票区	灰方消防コミュニティセンター	浦ノ内	浦ノ内灰方(灰方・埋立)
第37投票区	下中山公会堂	浦ノ内	浦ノ内下中山(下中山・明德)、浦ノ内今川内(浦場)
第38投票区	福良集会所	浦ノ内	浦ノ内今川内(今川内)、浦ノ内福良(福良)
第39投票区	池ノ浦漁民センター	浦ノ内	浦ノ内福良(池ノ浦)
第40投票区	須ノ浦公会堂	浦ノ内	浦ノ内須ノ浦(須ノ浦)
第41投票区	鳴無公会堂	浦ノ内	浦ノ内東分(鳴無)
第42投票区	坂内公会堂	浦ノ内	浦ノ内東分(坂内)

## 投票の方法

選挙区選挙は  
黄色の投票用紙



候補者名を  
書いて投票

比例代表選挙は  
白色の投票用紙



候補者名又は政党名を  
書いて投票



**投票日(7月20日)の投票時間は午前7時～午後6時**です。お間違いのないよう投票所へお越しください。